

日本カント協会第 46 回学会
(オンライン開催)

2021 年 11 月 20 日 (土)

日本カント協会

第46回学会(オンライン開催)プログラム

日時：2021年11月20日（土）

場所：新型コロナウイルス感染症対策のため、今学会は全ての催しをオンラインで行います。

※今学会は全ての催しをオンラインで行うため、ご参加にあたりましては事前の参加登録が必要です。
本プログラム21頁以降の「日本カント協会オンライン学会参加の手引き」をお読みのうえ、期日までにご登録をお済ませくださいますようお願いいたします。

※今学会では、昼時の時間を利用した研究交流会は実施致しません。 予めご承知おきください。

I. 9:30-13:10 一般研究発表（ルームA・B・C）

（時間割：①9:30-9:35、②9:35-10:25、③10:30-11:20、④11:25-12:15、⑤12:20-13:10）

ルームA 司会：大橋容一郎（発表①②）・佐藤慶太（発表③④）

- ① 参加方法の説明（事務局より）
- ② 繁田歩：様相カテゴリーとしての非存在について
- ③ 嶋崎太一：運動力は物質に本質的なものかという問い
- ④ 井上慶太郎：純粹悟性概念とアリストテレスの範疇論
- ⑤ 檜垣良成：カントと「真とみなすこと」

ルームB 司会：蔵田伸雄（発表①②）・寺田俊郎（発表③④）

- ① 参加方法の説明（事務局より）
- ② 米田恵：「内的法義務」および「生得的権利」から見た法と道德の関係について
- ③ 大澤俊朗：カント倫理学における正義
- ④ 清水颯：カント的な道德性は人間の感情的側面を抑圧するのか
- ⑤ Wolfgang Ertl：Kant's Molinism: A Clarification

ルームC 司会：山根雄一郎（発表①②③）

- ① 参加方法の説明（事務局より）
- ② 李明哲：自然地理学と実用的人間学の連続性／非連続性
—カント哲学における人種概念をめぐる—

- ② 中山弘太郎：『たんなる理性の限界内の宗教』における心術の推定的地位と行為者の道徳的評価について
- ③ 八木緑：アーレントの反省的判断力解釈と自律の問題

II. 13:30-14:40 総会（ルーム A）

※開始 5 分程度を用いて、参加方法の説明を行います。

ルーム A 総会

III. 14:45-16:15 共同討議 1・2（ルーム A・B）

※開始 5 分程度を用いて、参加方法の説明を行います。

ルーム A 共同討議 1：カントとケーニヒスベルク大学（司会：福谷茂）

提題者 佐藤恒徳：カントとケーニヒスベルクのアリストテレス主義

提題者 菅沢龍文：カントとケーニヒスベルク大学—アリストテレス哲学の観点で—

ルーム B 共同討議 2：濱田賞の 15 年 — カント美学の先へ —（司会：田中綾乃）

提題者 高木駿：隠された美の家父長制—ジェンダーに基づくカント美学批判

提題者 山蔦真之：ヘーゲルのカント批判を再考する

—美と理念、「超感性的なもの」、あるいは「絶対的なもの」について—

IV. 16:20-19:20 シンポジウム（ルーム A）

※開始 5 分程度を用いて、参加方法の説明を行います。

ルーム A シンポジウム：カントと徳倫理学（司会：田中美紀子）

提題者 土橋茂樹：カントの徳理論と徳倫理学の諸相

提題者 千葉建：カントにおける「徳の義務」

—「愛の義務」と「尊敬の義務」を中心にして—

提題者 大森一三：徳への問いと批判哲学の射程—カントの世界市民主義的な徳の教育—

様相カテゴリーとしての非存在について

繁田歩（早稲田大学）

本発表の目的は「非存在 *Nichtsein*」という概念の様相カテゴリーとしての意義を明らかにすることである。周知の通り、カントは現実性の様相に対応して「存在と非存在」という概念対を提示している。しかし、『純粋理性批判』を通じて、「存在」という概念に比べたときに、「非存在」概念が様相に関連して言及されることはカテゴリー表を除いてほぼない。このことは先行研究にも影響しており、様相としての「存在」をめぐる研究は数あまたあるが、非存在の概念はいわば存在の影として取り扱われるばかりである。しかし、カントによれば、力学的カテゴリーがそれぞれに相関者をもち、概念対を形成することは「悟性の本性のうちに根拠をもつ」（B110）のだから、現実性様相が「存在と非存在」という概念対をなしている真意を再検討する余地は残されている。

本研究では、様相カテゴリーとしての「非存在」概念に接近するために二つの論点に注目する。第一に、非存在という用語が複数回取り上げられる、「否定性」カテゴリーならびに「知覚の予料」における感覚の欠如の議論に着眼する。カントは図式論や予料論で、実在性は「時間における存在」を意味し、否定性は「時間における非存在」をそれ自体で示していると述べる。この点から、実質的に「非存在」とは知覚の欠如として説明することができる。様相カテゴリーが他のカテゴリーに追加的に使用できるという特性をふまえれば、質としての非存在を様相の論点に取り戻すことができる。つまり、我々はまず「対象について」、否定性を通じて感覚の欠如という質を把握するが、同じ判断が様相の観点から見れば、悟性におけるある概念が知覚との関連を持つか持たないか、という意味で現実的（存在）であるか非現実的（非存在）であるかということになるのである。このことは、「経験的思惟一般の要請」における存在と非存在の説明とも一致している。

第一の論点から、非存在という事柄は、「知覚」との連関において確定されるという点で時、特定の主観に対して制限づけられていると示されるであろう。しかし、カントはこのような認知主観の制約に中立なカテゴリーの使用を想定していた。この「純粋なカテゴリーの使用」が第二の論点である。今日の多くの研究者が「図式化されていないカテゴリーの使用」として論じているカテゴリーの純粋で無制約な使用に着眼することで、存在と非存在というカテゴリーそれ自体は存在論的な基準ではなく、むしろ問題となっている悟性主体との「関係」を示すものであることが再提示されるであろう。つまり、非存在は「我々にとって」の非存在なのであって、それ自体として不可能な事物ではないのである。これは同時に、「存在」は我々にとっての存在対象であり、なんら形而上学的に特権的な事物を意味していないことも意味する。本研究を通じて、カントにおける存在と非存在の両概念は形而上学的な区分ではなく、むしろ特定の主体に〈指標化された *indexed*〉現実性であると提起したい。

On Non-Existence as a Category of Modality

運動力は物質に本質的なものかという問い

嶋崎太一（長野工業高等専門学校）

カントは 1786 年の著作『自然科学の形而上学的原理』（以下、『原理』）の動力学章においてニュートンの首尾一貫性のなさを批判している。その要点は次のとおりである。ニュートンは万有引力（カントの言葉では「根源的引力」）を主張するに際して、それを物質に本質的なものとは認めなかった。しかし、力が物質に本質的なものでなかったとしたら「いったいいかにして、彼は、諸物体が自己の周囲の等距離に及ぼすところの普遍的引力が自己の物質質量に比例する、という基礎づけることができたというのか」（IV 514）。カントの推察によれば「根源的引力という概念に対して当時の人々が、そしておそらくはニュートン自身が衝撃を受けて、そのために首尾一貫しない結果となった」（IV 515）。ここでカントは、根源的引力の命題が正しいことを前提とした上で、それにもかかわらずそれを物質の本質的固有性に数え入れなかった、ということ批判するのである。「惑星は物質である限りで、よってまた物質の普遍的な性質にしたがって他の物質を引き寄せせる」（*ibid.* 下線は引用者）という仮定なしに根源的引力を語ることはできなかつたはずであろう、と。

カントはニュートン『光学』の「私が重さを物体の本質的な固有性に数えていると考える人がいないように、重さの原因の探究にかかわる一つの問いを提出しておいた」（IV 515）という記述を引用している。確かにニュートンは『プリンキピア』第三編「哲学する規則 III」の解説の中でも「重力が物体に本質的なものであるとは、私は少しも主張していない」と述べている。カントに目を転じると、カントの力概念を統一的に評価することは実は難しい。というのは、カントは力を動力学と力学という二つの部門で扱っており、力学に関してニュートンとの対比を行うことは比較的容易である。カントの力学法則にはニュートンの運動の第二法則にあたるものがなく、カントは力を運動量 mv に比例する力（作用力）として考えていた点でニュートンとは異なった地点にいた。この点に関しては既に多くの研究の蓄積がある。しかし、動力学について言えば、カントが遠隔作用を承認していた点、逆二乗法則を継承している点などニュートンとの共通点も多く目につく。それにもかかわらず、『原理』において明示的にニュートン批判が行われているのは、動力学章のこの箇所にはほぼ限定されるのである。

そこで、次のようなことが問われなければならない。すなわち、ニュートンにとって力が本質的でないとはいかなることを意味していたのだろうか。そして、ニュートンの立場からみるならば、カントの批判はどこまで妥当性をもつものだったのだろうか、という問題である。そこで本発表では、ニュートン自身の力に関する思索から、カントのニュートン批判を照らし出すことにしたい。その上で、批判期から晩年期にかけてのカントの力概念を改めてニュートンと対比してみたい。

The Question: Is the moving force essential for matters?

純粹悟性概念とアリストテレスの範疇論

井上慶太郎

カントは『道徳形而上学原論』（1875）で、「思惟一般の普遍的規則...は論理学と呼ばれる」と記述する。この規則には『純粹理性批判』で示した純粹悟性概念のカテゴリー表が含まれる。しかし、論理実証学や反証主義の学者は、この図式が（論理学でなく）帰納的推論によって導かれたものだと評価する。

一般に、普遍的な判断といえば分析判断を連想するかもしれない。分析判断は、主語に含まれない偶然的「内容」を判断に混入しない。一方、カントの図式による普遍性は「形式」に基づく。この形式は総合判断にも必然を発見する。

この考察では、カントの図式の実然性を、ギリシャの形而上学との比較を通じて確認する。例えば、分量、性質、関係、様態の四綱目を設けるカテゴリー表は、認識の原理を論じる。それに対し、アリストテレスの範疇論（以下、範疇論）は「A は B である」のような論理的性格を論じる。論理構造が異なる両者の記述は、単純には比較できないが、アリストテレスによって提示された存在の原因性、いわゆる「四原因」（形相因、質料因、始動因、目的因）は、存在自身の原理を問うため、カテゴリー表との比較が可能だ。同種の表象を、カテゴリーは認識側から、四原因は事物側から着目できる。カントの判断の図式は、範疇論と同様、論理的性格を論じる。これらの特徴を踏まえると、カテゴリー表と四原因。判断の図式と範疇論は、論理形式が揃うため時代背景の相違を踏まえても比較しやすい。

具体的には、四原因の「形相因」は、カテゴリー表の「分量」が対応する。この点是对象の実体を○と特定することで、「1」という量が生じると考えた古代のピタゴラス学派から受け継ぐ論旨に対応する。「始動因」は、因果関係に関する原因であるため「関係」が対応する。「目的因」はそれが自律的である場合には「関係…自存性」、他律的である場合には「関係…依存性」が対応する。「質料因」はそのまま同旨の「性質」が対応する。

上述の仮定に基づけば、四つの原因性を悟性概念のカテゴリーは余すことなく網羅する。なお、範疇論においては、アリストテレスが前時代のギリシャ哲学から吟味した十の範疇に対してカントは下記のように取捨選択の意を記述する。

しかし彼の作成した表は…純粹感性の幾つかの様式（いつ、どこで、位置、前時、同時）や、また經驗的概念（運動）までがその中に混じっている、だがこういう概念は悟性の系譜に決して入れるべきものではない。その上、派生的概念（能動、受動）までが、これらの根本概念の中へ数えこまれている…
P153『純粹理性批判』（上）訳 篠田英雄

上記を始めとする複数の言及に基づけば、これらの要素が十の範疇から整理され、カントの 12 綱目の図式に網羅的に包摂されるとわかる。

これらの仮説が、無矛盾的に示されれば、カントの図式は少なくとも実然的だと示されると考える。なお、論理的に示せた場合には必然性が論証されると考える。

A Kant's category and an Aristotle's categories

カントと「真とみなすこと」

檜垣良成（筑波大学）

カント哲学において、「真とみなすこと」（Fürwahrhalten）は特異で重要な役割を演じている。この概念自体は、ゲオルグ・フリードリヒ・マイアーの『理性論（論理学）』（ないし『理性論からの抜粋』）に見いだされる「真とみなす」（für wahr halten）や「確信」（Überzeugung）の問題を継承したものであると見なしうるが、カントは「信（信仰）」（Glauben）という観点に重点を置いて、その概念に独自の深化をもたらしたのである。

『純粹理性の批判』超越論的方法論の「純粹理性のカノン」において、「確信」と「信じ込み」（Überredung）という「真とみなすこと」に加えて、「臆見」（Meinen）、「信」、「知」（Wissen）という 3 つの「真とみなすこと」が展開されていることはよく知られている。これらの関係を考えてとき、もちろん「信」は「知」の下位に置かれていると言うこともできるが、逆に言えば、「知」は「信」を前提として成立しているとも言える。そもそも、一般に「知る」ということは、必ずしも「信じる」ことを前提とすることなく、場合によっては、カントが言う「臆見」のレベルでも考えられうるものではないだろうか。この点にまず留意しておきたい。

「真とみなすこと」は、「知」の問題においてのみならず、カント実践哲学の最重要概念とも言うべき「誠実性」（Redlichkeit）の理解においても重要な役割を演じる。『弁神論におけるあらゆる哲学的試みの失敗に関して』（1791 年）においてカントは、言っていることが「真（wahr）であること」と「真実（wahrhaft）であること」とを区別するが、その区別の根拠は、言表と客観との関係を問題にしているのか、それとも、言表と主観との関係を問題としているのかの違いにある（Vgl. VIII 267）。この主観との関係において注目されるのが「真とみなすこと」である。この論文には、真実性の根拠としての「形式的良心性（Gewissenhaftigkeit）」（VIII 268）なる概念が登場するが、そこで、良心は決して誤らないと言われていることの意味を正確に理解する鍵も「真とみなすこと」の役割を見さだめることにあると思われる。

カント哲学が主体性を大事にした哲学であることは常識であろうが、その真意を「真とみなすこと」と「信」の意味と役割を正確に理解することを通して、もう少し明らかにしたい。

Kant und Fürwahrhalten

「内的法義務」および「生得的権利」から見た法と道德の関係について

米田恵

カントは『人倫の形而上学』「法論への序論」において、「生得的権利はただ一つである」という標題のもとで、次のように述べている。「自由（他の人の強制する選択意志からの独立）は、それがあらゆる他の人の自由と普遍的な法則に従って両立しうる限りにおいて、この唯一根源的な、あらゆる人間にその人間性に基づいて帰属する権利である」（VI, 237）。カントがこの「生得的権利」としての自由の権利を導入するのは、「法論への序論」の「法論の区分」の章で、法義務と法についてそれぞれ区分を行った直後である。「法論の区分」では、ウルピアヌスの三つの定式を原理として、法義務の体系が区分され、その第一定式が「内的法義務」として示されている。そして、この区分のあとに自由の生得的権利の導入が続いている。

G.モアはある論文において、上記のテキスト上の順序に、自由の権利と内的法義務との構想上の結びつきを読みとっている。そして、カントの法哲学の中心にある自由の「生得的権利」と「内的法義務」のコンセプトとのこの結びつきを示すことを通じて、法を道德的な不可侵性の保護として特徴づけるといふ、道德目的論的な結論を導いている。このとき、法のあり方を方向づけるものとして「内的法義務」の概念の内に想定される道德性は、個別の主観に内在的な道德的自己立法として理解されている。W. ケアスティングもまた、カントの法論において、法の基盤の位置には道德性が想定されているという立場をとっている。しかしケアスティングの場合には、「内的法義務」の位置づけはあくまでも法の領域に制限されており、「生得的権利」の概念もモアの場合とは異なる意味において理解されている。ケアスティングが法の基礎にあると考える「道德性」は、モアとは異なり、法によって自由を制限されることになるあらゆる人の統合された意志による自己立法である。万人に妥当する原則を自ら立法し、それが法則であるという理由によってそれに従うという「道德性」は、個別の主観ではなく、共同意志のレベルで考えられている。モアとケアスティングはともに、法の妥当性を基礎づけるという観点から議論を展開し、カント法論における法の妥当性の根拠として「道德性」を想定している。しかし、両者がカントの法哲学のうちに見るのは、まったく異なる法と道德の関係である。

本発表では、「内的法義務」と「生得的権利」の概念に関する両者の理解を手がかりとして、カントの法構想における法と道德の関係についての解釈の可能性を考察する。この考察を通じて、道德性のコンセプトは、それが法を基礎づけるものとして用いられる場合に、どのような形でその妥当性を一貫して主張することができるのかということを検討したい。

Zur Beziehung zwischen Recht und Moral in Hinsicht auf „die innere Rechtspflicht“ und „das angeborene Recht“

カント倫理学における正義

大澤俊朗（オスロ大学）

カントの正義の概念は、これまで政治哲学の領域で広く議論されてきた。しかし、この概念がカント倫理学においてどのような含意を持っているかについては、あまり注目されてこなかった。これまでの研究では、正義を論じる際に政治的な用語と倫理的な用語が入り混じって用いられてきた（O'Neill 2004; Vogt 2008）。この曖昧さの一部は、カント自身に負っている。カントは正義について、主に政治哲学に関わる著作のなかで論じている（『永遠平和のために』、『法論』）。また、ある文脈でカントは正義と徳とを峻別している（『美と崇高との感情性に関する観察への注記』 20:151）。

本稿では、カントが伝統的な意味での正義、すなわち、「何人の所有物も侵害してはならない」という原則が、カント倫理学にとって、かれの政治哲学にとってと同様に重要な概念であることを論じる。というのは、カントは、バウムガルテンから「倫理的所有物」（*suum ethicum*）という概念を受け取り、特にカントが妬み、恩義、悪意を論じる際に、この概念を自らの倫理学に取り込んだからである（*Ethica philosophica* § 316f.; バウムガルテンは *suum ethicum* を内的正義（*iustitia interna*）とも言い換えている）。カントの主張は、ひとは妬みを抱くとき、他人の幸福が自分の幸福を奪うと誤って考え（MS 6:458f.）、恩義を持つとき、自分が感謝すべき相手よりも劣った立場にあると誤って考えて自尊心を低下させ（MS 6:459）、悪意を持つと、他人の不幸を見て自分の幸福が増すと誤って認識する（MS 6:459f.）というものである。カントは、妬み、恩義、悪意を論じる際に、正義という語を用いていないが、上記の悪徳に関するカントの議論をよりよく理解するためには、正義が重要な概念であるとわたしは考える。

実際に、カントは『法論』のなかで、「わたしやあなたの内的所有物」（MS 6:237）に言及し、「法論は、わたしやあなたの外的所有物にのみ関わる」（MS 6:238）と主張している。当然、カントが『徳論』のなかで内的正義をどのように扱っているのかという疑問が湧いてくる。しかし、カントは自由権を論じる文脈で内的正義を考慮しているが（MS 6:248, 250）、『徳論』では内的正義について言及していないし、議論の分かれるところではあるが、かれの倫理学全体においても内的正義への明確な言及は見られない。しかし本稿は、「倫理的所有物」あるいは「内的正義」という概念がカントの倫理学において暗黙のうちに、しかし強固に作用していることを主張する。

本稿は、わたしの主張を擁護したあと、カントにとって法が徳に先行するのか、あるいはその逆なのかという長年の議論（Willaschek 1997; Guyer 2002; Willaschek 2002; Willaschek 2009; Willaschek 2012; Baiasu 2016; Guyer 2016; Wood 2018）に対するわたしの主張の意味を評価して結論とする。

カント的な道徳性は人間の感情的側面を抑圧するのか

清水颯（北海道大学）

カントの道徳理論によれば、道徳的な行為はたんに義務に基づいた行為のみであって、同情心に基づいた友好的な行為でさえ、それが義務を根拠としていなければ、真の道徳的価値はもたないと断定される (cf. IV: 398)。それゆえカントの理論では、感情的側面を徹底的に排除した道徳が論じられており、人間としての感情的側面を理論の中に積極的に位置づけていないため、道徳理論として不十分であると指摘する論者もいる (B・Williams や R・Hursthouse 等)。確かに、カント的な道徳的生活は、理性を主人として、感情を支配する心構えを身につけることとして描かれている。

しかしカントは、人間は不可避免的に感情的側面を有しており、この世界で行為する限り、その影響を免れることができないことを自覚している。それゆえ、カントの道徳理論においては、理性を働かせて義務に従うことを道徳の原理として確定しつつも、感情的側面を抑圧し排除する方向性ではなく、それをうまく管理し、時には役立つ方向性がとられている。例えば、『道徳の形而上学』では、「義務の表象だけでは達成することができないだろうことをするため」に、他人に同情するという情感的な感情を陶冶することは「間接的な義務」であるとされる (VI: 457)。また、感性の気分 [Stimmung der Sinnlichkeit] が「道徳性を促進し、少なくとも準備する」とも述べられている (VI: 443)。この意味で、感情的な部分を道徳的であるための手段として役立つことは可能であると考えられている。さらに、カントは義務の遵守には喜ばしい心情が伴うとも考えていた (VI: 24 Anm.)。ここからも、たんに感情的側面を抑圧した先に、道徳性があるわけではないことが示唆されていることがわかる。

ただしこれは、感情が道徳性の一部になりうるとか、感情を陶冶しなければ義務に従うことはできない、という主張ではない。あくまで、カントの道徳理論は義務論的な基礎の上にあり、カント倫理学においては、道徳法則を動機として採用し、義務に基づくことが道徳性を説明する唯一の原理である。それゆえ、自然的で情感的な感情は、道徳的な行為につながるために、すなわち道徳法則を動機として行為するために役立つという点に限って道徳的にも意義があるものなのである。

それでも、カントが間接的な義務として感情の陶冶を論じるのは、あらゆる感情的な状態が影響する経験的な次元で人間が義務を意識し、それを遂行しなければならないため、感情は人間の道徳的生活に分かちがたく結びついているからである。つまり、感情的側面がそれ自体として道徳性を構成することはないため、それが純粋な道徳性の根拠を問う次元においては肯定的な役割をもつことはないが、実際にいかにして人間が道徳的に行為することができるかを問う次元においては、感情的側面が肯定的な役割を担いうるのである。

Does Kantian morality repress the emotional side of human beings?

Kant's Molinism: A Clarification

Wolfgang Ertl (Keio University)

In this paper, my aim is to clarify in what sense Kant subscribes to Molinist ideas when it comes to his doctrine of freedom, as I claimed in Ertl (2014) and Ertl (2020). Briefly put, Molinism is a group of doctrines originating in Luis de Molina (1535-1600), an early modern scholastic philosopher and theologian. Molina's main concern was the compatibility of divine foreknowledge and human freedom, and Molinism minimally defined is standardly rendered as follows: (i) there are true so-called 'counterfactuals of freedom' (with regard to human free agents) and these are true pre-volitionally, i.e. independent of any act of will on the part of God. (ii) God knows these true counterfactuals of freedom. Desmond Hogan (2012) has argued that Kant does not have a theory of how divine knowledge and human freedom are compatible, and that Kant rather sides with Molina's opponents, the Thomists, as far as the status of the counterfactuals of freedom is concerned, i.e. the truths about how human agents would act in possible situations.

As I will try to show, Kant's Molinism first and foremost concerns his notion of the intelligible character and the doctrine of its acquisition. Indeed, in my opinion the intelligible character of a human agent consists of all the true counterfactuals of freedom valid for them. Insofar as the notion of the intelligible character belongs first and foremost to Kant's attempted solution to the problem of freedom and natural causal determinism, Kant's Molinism belongs to this solution as well. In this sense, there is clearly something like an adaptation of Molina's original intentions, in particular since Molina himself neither subscribed to natural causal determinism nor to anything amounting to the distinction of things in themselves and appearances, which obviously is another key element in Kant's solution to this problem. Insofar as Kant himself, however, is committed to a variant of libertarianism within the realm of things in themselves and to the existence of God on the ground of the second postulate of pure practical reason, it is safe to label his position "Molinism minimally defined".

The notion of the intelligible character, however, plays important roles with regard to two further compatibility questions as well in Kant, namely compatibility regarding human freedom and divine creation, and indeed compatibility regarding God's knowledge and human freedom, Molina's original question. Moreover, divine knowledge of the intelligible character, insofar as it reflects a human agent's *Gesinnung* is a key ingredient in Kant's moral theory broadly conceived. With regard to creation, Hogan draws on an important passage of the third piece of Kant's *Religion* book of 1793, and this passage allegedly shows Kant's commitment to a decidedly anti-Molinist position, namely that the counterfactuals of freedom are post-volitional and hence dependent on God's will. I will try to show that the passage in question can and needs to be interpreted in an entirely different way: the anti-Molinist post-volitionality claim is rather the effect of something akin to transcendental illusion.

When it comes to freedom and foreknowledge, Hogan is entirely correct in maintaining that while Kant endorses compatibility he does not have a theory as to how this compatibility is possible. This agnosticism, however, does not undercut Kant's Molinist credentials, in particular insofar as Molinism minimally defined is concerned. True, Molina himself clearly thought that part of the explanation of how God can know what we will do freely is that he knows what we would do freely in any possible situation. However, this line of thought is not part of Molinism minimally defined. For this label to be applicable it is only required that God has knowledge of the pre-volitional counterfactuals of freedom, and given that for Kant God knows each agent's *Gesinnung*, this is clearly the case.

自然地理学と実用的人間学の連続性／非連続性
—カント哲学における人種概念をめぐる—

李明哲（神戸大学）

カントは 1756 年開講の地理学講義、1772 年開講の人間学講義で、テーマに応じて人種に関わる発言をし、関連する諸論文でも言及している。とりわけ 1775 年、1785 年、1788 年に発表された三本の人種論文では体系的なカント人種論が展開される。前批判期から批判期にかけて継続的に語られるカントの人種概念は、カント哲学となんらかの関係を持つか否か、持つのならばどのような関係か。このような問いが、カントの人種主義的発言にたいする厳しい批判とともに、先行研究において議論されて来た。

本発表では、カントの人種概念および人種論の意義を再考すべく、これまでの先行研究を整理する（Eze [1997]、Bernasconi [2001,2011]、Kleingeld [2007]、Larrimore[2007] etc.）。その際、次の点に着目したい。すなわち、人種概念をとおして、身体的特徴の差異だけでなく、道徳的性格の良し悪しまで語る事が、カントの倫理学や政治哲学の主張と矛盾するわけだが、この問題は、〈自然地理学と実用的人間学との連続性／非連続性〉の問題としてアプローチできるのではないか、という点だ。

まず 1760 年代までの地理学講義は、人間学講義と未分の状態であり、人間の外面だけでなく内面にかんしても地理的多様性を見出そうと、カントは意欲する（cf. II 9, II 312-3）。この時期に散見される人種主義的表現（cf. II 253、IX316）は、この未分化状態に起因すると考えられる。

やがて 1770 年代に入るとカントは、書簡や人種論文で、「自然地理学」と「実用的人間学」をそれぞれ独立させて講義することを決める（cf. II 443, X 145-6）。ただし、『自然地理学』（1802）「序論」（75 年までの講義録と推定される）では、地理学と人間学は、最終的に「世界知 Weltkenntniß」（IX157）として一体になる、つまり連続的な状態になると述べられる。

さらに、講義録『実用的見地における人間学』（1798）においてもカントは、自然によって形成される「気質」と、人間自身によって形成される「性格」との区別に、生理学的／実用的な人間知の区別を見るなど、自然地理学と実用的人間学との非連続性を強調する一方で、その根底にはやはり「世界知」という連続的な地平の可能性を保持する（cf. VII119-120,292）。

この「世界知」とは、地理学と人間学との未分化状態への逆行ではないだろう。というのも、二つに分かれた地理学と人間学は、それらの連続性だけでなく、常に非連続性も同時に語られているからである。このように、どっちつかずの状態に制限されている点は、地理学と人間学はどちらも、形而上学と峻別された「経験的部門」に属す限り、自由概念ではなく自然概念を原理とした哲学領域であることと関連する（cf. A840, IV387-8）。

本発表では、このような地理学と人間学の連続性／非連続性の問題と、先行研究（Kirkland [2017]）を踏まえた、批判哲学における自由と自然の領域間の「移行 transition」の議論とを突き合わせることで、カント人種概念の意義について、再考を試みたい。

『たんなる理性の限界内の宗教』における心術の推定的地位と行為者の道徳的評価について

中山弘太郎（慶應義塾大学 文学研究科哲学倫理学専攻後期博士課程）

二十世紀後半の徳倫理学者たちの不平に現れているように、カント倫理学は行為者に十分な注意を払うことのない、行為に基礎をおいた理論とみなされることがある。こうした理解が戯画化された誇張であるということは、近年のカントの徳理論に関する諸研究が明らかにしてきたが、行為者の評価がカント倫理学の枠組みにおいていかにして可能であるのか、そして、行為の評価とどのように関係すべきであるのかは未だ明瞭ではない。とりわけ、行為者の評価が「心術」の概念に結び付けられる場合には、その超感性的な性質から固有の哲学的問題が生じることになる。

本発表では、広く受け入れられている解釈手法である「取り込みテーゼ」に修正を加えることで、カント倫理学における行為者の評価理論を展開する。ヘンリー・アリソンが明瞭なしかたで定式化して以来、多くのカント研究者が何らかの形式の取り込みテーゼを採用してきた。たしかに、この解釈手法は行為者の自発性のもとに、道徳的に善い行為と悪い行為の両方の帰責性を説明する洗練された方法である。しかし、私たちが焦点を単一の行為から行為の系列へ、そして行為の全系列へと広げるならば、直ちに問題が生じることになる。一般に、人生は道徳的に善い行為と悪い行為から成る複雑なパターンをなしているように見える。もしも、取り込みテーゼを個別の行為に適用し、その行為ごとに心術の善悪を決定するとすれば、心術の全体は各行為に対応する心術の断片から成る、善と悪の複雑なパターンによって構成されることになるだろう。しかし、それぞれの行為に関する善悪を二値的に決することができるかとして、その複雑なパターン全体の善悪はどのように判定することができるのだろうか。既存の取り込みテーゼが個別の行為に完璧な説明を与えるとしても、このことは同時に行為の組み合わせや統一の評価を困難にしてしまう。こうした困難に対しては、アリソン自身の対策である「自己欺瞞」も十分に機能しないように思われる。

伝統的な取り込みテーゼの背景には、心術の全体が、個々の行為に対応する膨大な数の心術の断片から成り、その断片のいずれもが善か悪かの二値的な道徳的地位を規定的にもっているという、広く受け入れられているが、誤解を招く理解が存在している。この発表では、私は『たんなる理性の限界内の宗教』の解釈を通じて、(i) 心術にはいかなる断片も存在せず、(ii) 単一の行為や、諸行為の有限な系列を切り出すことによって、心術の規定的な地位を決定することはできないという二つの主張をする。別言すれば、心術は不可分であり、私たちにとっては本質的に推定的なものである。この二つの特徴を導入するならば、私たちは取り込みテーゼを行為に焦点をあてた理論から、行為者に焦点をあてた理論へ、より正確には心術に焦点をあてた理論へと拡張することができるだろう。

Putative Status of *Gesinnung* and the Moral Evaluation of Agent in *Religion within the Boundaries of Mere Reason*

アーレントの反省的判断力解釈と自律の問題

八木緑（関西学院大学）

ハンナ・アーレントがカントの『判断力批判』を政治哲学的観点から読解しようとした試みはよく知られている。アーレントは、たとえば趣味判断における共通感覚を論じた第 40 節を取り上げ、他者の立場に立って考えることとしての「拡張された思考様式（die erweiterte Denkungsart）」に着眼するなどして、カントの判断力を他者との関わりや公共的な場への参与を可能にする政治的能力として理解した。このような解釈の背景には、哲学の伝統における観想的生の活動的生に対する優位への抵抗、そして事態の現れの現場からの退避と他者からの孤立の契機としての観想とは異なる思考のあり方への関心があるとされてきた。

カントの判断力を単に対象から距離をとった観察者の能力としてではなく一種の実践的能力と見なすことは、判断力の原理が理論哲学と実践哲学の間に位置づけられ、いずれとも結びつきうるとする「序文」の記述から見ても不自然なことではない。それどころか自然の領域と自由の領域との架橋という第三の『批判』にふさわしい課題を顧慮すれば、むしろ当然の解釈とも言える。確かに『実践理性批判』にも「実践的判断力」なる概念は登場するものの、この能力が通常われわれが実践に際して直面する「私は何をなすべきか」という問題に十分に対処できるものであるとは考えにくい。なぜならそれは、道徳法則という既に与えられた普遍でもって個々の行為の合法則性を判定するという、規定的な色合いの強い能力だからである。個別特殊なものを鑑みつつ、適切な普遍を探し求めるような判断力について論じるには、反省的判断力の本格的な導入を待たねばならなかった。アーレントの解釈は、カントがそれまでの批判において積み残してきた課題を考察する上でもきわめて有効であろう。

しかしこうした利点を考慮しても、カントの判断力を政治的・実践的な能力として捉えることにはやはりためらいが残る。その理由として本稿が問題視するのは、反省的判断力の自律の議論との連関である。カントは既に与えられた法則や概念に依拠せざるをえないという点で規定的判断力を他律的な能力と見なす。これに対して反省的判断力は自らが自らに対して原理となり、対象の認識のための客観的法則ではない単なる主観的原理に従うことで自然の説明を与える。この自律性を「抛り所のなさ」と言い換えることができるとすれば、まさにそこに潜む危うさを看取して指摘したのもアーレントではなかったか。「行為（活動）」という、既存の何かに拠らずして創出することは新たな可能性を開くことであると同時に、安定に動揺をもたらし、予見不可能な損害を引き起こすことにも繋がりがかねない。

本稿は、カントの判断力に他者との潜在的な合意を見出すアーレントの解釈を再検討したのち、この解釈と「行為（活動）」の危険性へのアーレントの洞察との連関を明らかにする。その上で、自律的な反省的判断力に関するカントの理論が、アーレントの議論の内部から生じる懸念を乗り越えてなおも実践的意義をもちうることを主張する。

Arendts Interpretation der reflektierenden Urteilskraft und die Frage der Autonomie

カントとケーニヒスベルクのアリストテレス主義

佐藤恒徳（東北大学国際文化研究科 GSICS フェロー）

ケーニヒスベルク大学はプロテスタント諸大学の中でも、アリストテレス主義が遅くまで勢力を保持し続けた大学である。近代のアリストテレス主義は 12 世紀ルネサンス以降のアリストテレスの受容と解釈の歴史に淵源する。宗教改革後、アリストテレスの哲学はルターの盟友メランヒトンによってプロテスタント諸大学の教育に取り入れられ、ケーニヒスベルク大学にもアリストテレス主義は深く根を下ろすことになる。新しい時代の大哲学者たちから悪罵を受けながらも、アリストテレス主義が大学教育の中で支配的な地位を失うにいたるのは 17 世紀後半のこととされている。しかし、ケーニヒスベルク大学では 18 世紀に入ってもなお敬虔主義の進出を阻止するほどの力を持ち、20 年代までに衰えたとはいえ、カントが学生登録する 1740 年にもなお、哲学関連のポストには多くのアリストテレス主義者（キュプケ、グレゴロウィウスなど）が名を連ねている。

G・トネリが以前から指摘していたように、カントが 69 年頃から用い始める一群の学術語には、ドイツのアリストテレス主義に由来するもの（*transzendental*, *Analytik*, *Dialektik*, *Kategorie* 等々）が数多く含まれている。その後、リプリントが公刊されたケーニヒスベルク大学の講義目録からは、カントが学んだ頃の講義でも、ラーベ（カント入学時のキュプケの三代前の論理学・形而上学正教授）が整備した教科書やアエピヌスの形而上学書のような、アリストテレス主義の著作が用いられていたことも明らかになっている。近年ではこうした資料を足掛かりに、時代もタイプもまちまちなドイツのアリストテレス主義者たちの著作も、カントとの関係で取り上げられるようになってきている。

本提題では、カントとアリストテレス主義の接点や関係について、関連する研究を整理しながら、18 世紀のケーニヒスベルク大学から遡るかたちで、アリストテレス主義の伝統を浮き上がらせることを試みる。その伝統の先にカントの哲学を詳細に位置づけることを急がずとも、この伝統への注目は、概念的な研究にも少なからぬ指針を与えるであろうし、さらには、例えばデカルトやライプニッツとの関係で同じ伝統について蓄積されている諸研究との接続を遠望しながら、カントの哲学を含む近代の哲学の歴史を描き直すための長い補助線を引く作業の一環ともなるであろう。

Kant und die Tradition des Aristotelismus an der Universität Königsberg

カントとケーニヒスベルク大学—アリストテレス哲学の観点で—

菅沢龍文 (法政大学文学部)

ケーニヒスベルク大学では、16 世紀から哲学の講座が綿々と続けられて来た。そこで取り上げられた哲学はアリストテレス哲学である。18 世紀に入ってから、もちろんアリストテレス哲学は引き続き講義されたが、新たにトマジウス哲学、ヴォルフ哲学、クルージュウス哲学も講義されるようになる。その一方で神学部では 18 世紀に入ってからカントが大学に入学する以前にピエティスト (敬虔派) が力を握るようになる。

マンフレッド・キューンの『カント伝』⁽¹⁾によれば、ケーニヒスベルク大学神学部を押さえたピエティストはヴォルフ哲学の講義を禁ずる。ところが、フランツ・アルバート・シュルツがケーニヒスベルクのピエティストを導くようになると、ヴォルフ哲学が「シュルツの理解するキリスト教の基本的真理」(p. 155)を保証するかぎり認められた。このシュルツの大学授業にカントは熱心に参加したし、ヴォルフ哲学も安んじて学べたのである。

ところで 12 世紀以降の中世に研究された主要な哲学は、イスラム圏から伝わったアリストテレス哲学である。そのアリストテレス哲学を解釈するためにアヴェロエス (イブン・ルシュド) の注解書が用いられた。それゆえ、所謂アヴェロエス派といっても多様な解釈による立場がありうる。

アヴェロエスの哲学的立場は一般に、①二重真理説、②身体を離れた知性の単一・不死性と、死後の個別的 (身体的) 魂の消滅とを説く知性単一説、③宗教 (信仰) からの哲学の独立および哲学の優位の主張、といった点に注目される。この③の点は、カント哲学にも見て取れる。それどころか、カントは純粋な理性宗教を説いて、啓示宗教の核心に純粋な理性宗教がありうると考える。次に①の二重真理説はどうか。近年のカタリーナ・ベローの研究⁽²⁾によると、アヴェロエス自身の二重真理説は、宗教 (信仰) と哲学は同一の真理へ至る二つの道であると説く。この意味の二重真理説であればカント哲学にも当てはまる。なぜなら、上記のようにカント哲学は、歴史的啓示宗教の核心に道徳的理性宗教がありうると説くからである。最後に②の知性単一説はどうか。カント哲学は純粋な理論理性と純粋な実践理性との統一を語る点で知性単一説と考えるが、徳の完成に励む個別の魂の不死を論証する点でアヴェロエスに反対の立場である。

つまりカントは、合理的心理学が説く人間の魂の単一性および不死性が誤謬推理による、と批判したにもかかわらず、自由の認識根拠とされる道徳法則 (定言命法) による徳の完成のために、魂の不死を実践的・客観的に要請する。他方で、カントの自由概念は、感性界における原因性が必然性をもつという思想と両立するとされる。その両立の思想が実はアヴェロエスの思想に連なると見てとれるが、しかし本発表はカントに独自の点を論じ、アリストテレス哲学の問題圏でケーニヒスベルク大学のカントが独創的に哲学したことを示す。

Kant und Uni. Königsberg: in Hinsicht auf Aristoteles von Averroes

⁽¹⁾ マンフレッド・キューン『カント伝』菅沢・中澤・山根訳、春風社、2017 年

⁽²⁾ Catarina Belo, *Averroes and Hegel on Philosophy and Religion*, Routledge, London · New York, 2013.

隠された美の家父長制
— ジェンダーに基づくカント美学批判

高木駿 (北九州市立大学)



J. ジェローム《ローマの奴隷市場》(1884)は、競売にかけられる若い奴隷女性と、品定めをする男性の群を描いた作品である。この場面において奴隷女性の美しさを決定しているのは、男性である。男性は、奴隷女性の裸体の性的な魅力から、彼女の美しさを評価する。ここでの美しさは、男性の権力によって一方的に決定され、女性はそれに従わざるをえない。ここには、性的欲望を背景とした権力関係に基づく「美の家父長制」の構造が存在する。

他方で、私たちは、奴隷女性を、性的な魅力や欲望から離れて、純粹に美しいと評価することもできる。この評価を可能とするのは、性的な魅力や欲望とは無縁な美しさの概念である。そして、欲望に無関心で純粹な美の概念を確保したのが、他でもない『判断力批判』(1790)に代表されるカント美学である。つまり、カント美学は、性的欲望と権力関係についてジェンダー中立的な美の領域を確保し、「美の家父長制」を解体に向かわせると考えられる。

しかし、事態はそれほど単純ではない。カントは、欲望や欲求に関わる実践的な基盤ではなく、認識に関わる心の能力という理論的で認識論的な基盤を与えることで、純粹な美しさの権利を担保した(Vgl. V 216 ff.)。問題は、認識論的なアプローチを採用している点にある。多くの論者が指摘する通り、西洋哲学において、理性や悟性といった認識能力は男性的領域に属するものとしてジェンダー化されてきた。これは、認識能力が男性的な文脈のなかで語られてきたという意味であり、男性だけが認識能力を持つとされてきたという意味ではない。もちろんカントも、そのいくつかの著作が示す通り例外ではない。そうであれば、カント美学からは、表面的にはジェンダー中立的に見えるにもかかわらず、権利という根源的な次元で男性が支配権を握るといふ、いっそう質の悪い家父長制が成立するのではないだろうか。しかも、この家父長制においては、偽りのジェンダー中立性を強調することによって、美の評価に混入する女性への性的欲望が隠匿される可能性さえ存在する。

以上の問題意識を踏まえ、本発表では、『判断力批判』をジェンダーの観点から再検討することで、カント美学が、ジェンダー中立を装う一方で、その実、より深刻な「美の家父長制」を生じさせる元凶であることを明らかにしてみたい。

Hidden Patriarchy on Beauty

-- Criticizing Kant's Aesthetics from the Viewpoint of Gender

ヘーゲルのカント批判を再考する
— 美と理念、「超感性的なもの」、あるいは「絶対的なもの」について —

山蔦真之 (名古屋商科大学)

カントとヘーゲルの哲学体系を比較したとき、美学ほど両者の距離が離れた領域はないようにも思える。自然美と芸術美のどちらが美として優れているか——、この問いに対して正反対の答えを出した両者は、しかしそれだけでなく、そもそも「美学」とはどのような学問であるのかという前提において根本的な差異を抱えているようでもある。芸術美に比べ自然美がより「直接的な関心に結びついている」(V 301)としたカントは、美学を芸術作品論や、それどころか美しい対象についての学ですらなく、主観の能力論として構成している。批判哲学の体系に組み入れられたその美学が、第一批判の主題である認識論と深くつながっていることは疑いのない所だろう。他方、「我々の本来の対象は美の理念に唯一適した現実である所の芸術美である」(XIII 190)として「自然美の欠陥」を指摘するヘーゲルの美学は、芸術作品という対象についての学である。建築、彫刻、そして絵画・音楽・詩作といった芸術作品の具体的なあり方を、しかも「象徴的」「古典的」「ロマン的」という時代区分に合わせて語るヘーゲル美学は時に学問としての芸術史の祖とも評価される。主観の認識能力論であるカント美学と、芸術史のプロトタイプであるヘーゲルのそれは、そもそも比較すること自体が不可能と思えるほど全く異なった学であるように見える。

しかしヘーゲルその人はカント美学を「芸術美についての真の概念の出発点」(XIII 89)とし、自らの美学がその発展であるという意識を語っている。それどころかヘーゲルは第三批判の反省的判断力をもってカント哲学の最高地点であるという評価を繰り返ししているのである。ヘーゲルがカント美学を評価するのは、「カントが感情や快適さ、適意に美の作用を還元せず、美の感覚を既に超えていた」(XIII 148)から、すなわち、美学において感性だけでなく理念が考慮に入れられたからにほかならない。事実カントは、理性の働きが顕著にみられる「崇高」だけでなく、「崇高」から区別される狭義の「美」にも理念や「超感性的なもの」が何らかの仕方で関わっていることを示唆している。芸術美の目的を「絶対的なものの感性的表出」(XIII 100)とするヘーゲルがカント美学において評価し、しかし同時に批判するのはまさにこの美と理念、超感性的なもの、絶対的なものとの関係である。本発表ではこの点を中心に、ヘーゲル美学を媒介にカント美学の可能性を模索してみたい。

Reconsidering Hegel's Critique of Kant

—Beauty and the Idea, the Supersensible, the Absolute—

カントの徳理論と徳倫理学の諸相

土橋茂樹（中央大学）

20 世紀半ばに登場した G. E. M. アンスコムによる現代道徳哲学批判は、人柄・性格のあり方とその善さ、すなわち徳に定位したアリストテレス倫理学に光を当てることによって、徳論の再生と徳倫理学の勃興というその後の倫理学の新たな展開をもたらした。徳論の再生と言われる以上は、当然それに先立って徳論がほとんど顧みられなかった時代があったことになるはずである。徳論再興の立役者の一人である P・フットは、「奇妙なことに、徳と悪徳という主題は、長年のあいだ分析哲学系の道徳哲学者によって無視されてきた」と述べた上で、こうした思想傾向がヒューム、カント、ミル、ムーア、ロス、プリチャードといった現代道徳哲学の源泉ともいえる哲学者たちにも共有されていたと断じている。しかし、今やこうした断定が早計であったことは明白である。とりわけカント研究において、それまであまり注目されることのなかった晩年の『道徳の形而上学』第二部の「徳論の形而上学的原理」に研究者の熱い視線が注がれてきたことは周知のところである。徳倫理学者がカント道徳哲学における徳理論の不在を批判するといった構図はもはや過去の遺物となり、カントの徳理論をそれ自体として批判的に評価することこそが徳倫理学者に求められている課題といえよう。

J. ドライバーに倣って、もっぱら徳とは何かを説明するだけの「徳理論」(virtue theory)と、道徳性の中心に人柄・性格の善さ＝徳を据える徳中心的な考え方 (virtue-centered view) としての「徳倫理学」を区別するならば、カントは優れた徳理論家でありながら、徳倫理学の基本的な立場とは決して相容れることがなかった。その点で、経験的な習慣に基づく徳形成や実践的推論の徳論における位置付けの不明さ、さらに徳と幸福 (エウダイモニア) の関係などアリストテレス主義的な徳倫理へのカント側からの批判も、カント的徳理論と対比する形で改めて再考される必要がある。

しかし同時に徳倫理学の陣営も、半世紀以上の時を経て多様な展開を遂げ、徳倫理学とひとしなみに括ることができないほど多様化してきた。そこで本提題では、まずさまざまな徳理論や徳倫理学の系譜を哲学史的に俯瞰し、さらに現代徳倫理学の多彩な布置を重ね合わせた上で、カント的徳理論から見出される限りでの自己と他者の現実の生のあり方をめぐる人間観および道徳観を、あくまで徳倫理的な（つまりカントに外在的な）観点からなんとか掬いあげ、それを命綱にして並み居るカントの専門研究者たちとの対話（願わくば豊かな稔りのある対話）に臨みたいと思っている。

Kant's Theory of Virtue and Aspects of Virtue Ethics

カントにおける「徳の義務」—「愛の義務」と「尊敬の義務」を中心にして—

千葉建（筑波大学）

カントが徳を主題的に扱った『道徳の形而上学』の第二部「徳論の形而上学的原理」（以下『徳論』）は、従来『道徳の形而上学の基礎づけ』や『実践理性批判』に比して研究対象となることが少なく、また徳倫理学者のカント批判も後者二著の議論を標的にしたものが多かった。しかし、近年こうした状況は変化し、カントの『徳論』に関する研究が多数出版され、その内容の豊かさが認識され始めている。本発表はこうした研究を適宜参照しながら、カントの徳論の中心概念の一つである「徳の義務」を主に取り上げ、その倫理的な意義を提示したい。

そのために、まず『徳論』における「徳」と「徳の義務」との区別について説明する。カントにとって「徳」は「自分の義務を遵守するうえでの人間の意志の道徳的強さ」を意味し、つまりたんに義務に適ってではなく義務に基づいて行為するという格率の「形式」にかかわる。それに対して「徳の義務」は、格率の「実質」としての「目的」にかかわり、つまり「同時に義務である目的」（「みずから設定すべき目的」）にかかわるとされ、そのさい「同時に義務である目的」としては、「自己の完全性」と「他人の幸福」の二つがあげられる。このようにカントの徳が、格率の形式だけではなく、どのような目的をみずから設定するかにも表れ、「自律」（Autonomie）だけではなく「自己支配」（Autokratie）も要求するという点を確認する。

つぎに、「徳の義務」のなかで、「他人に対する徳の義務」を主題的に取り上げ、とりわけ「愛の義務」と「尊敬の義務」の関係について考察する。カントは「愛の義務」として「親切、感謝、同情」の三つをあげ、また「尊敬の義務」についてはこれに違反する悪徳として「高慢、陰口、愚弄」の三つをあげている。カントは「愛」と「尊敬」を、接近しようとする「引力」と距離を保ったままでいようとする「斥力」に譬えているが、両者は「根本的には、法則にしたがってつねに一つの義務のうちで結びつき合っている」と述べており、「愛の義務」と「尊敬の義務」についても、両者の結びつきにおいて理解することが可能であり、両者があいまって「他人の幸福」を形成することを示す。カントの徳論は、冷淡な規則崇拜を命じるものではなく、完全には理性的でありえない人間の有限性を見据えながら、他人の幸福追求と尊厳を義務として配慮するよう求めるものなのである。

Kant's Duties of Virtue: The Relationship between Duties of Love and Duties of Respect

徳への問いと批判哲学の射程
—カントの世界市民主義的な徳の教育—

大森一三（東京学芸大学）

本シンポジウムのタイトル「カントと徳倫理学」には、カントと徳倫理学との関係についてのある一般的な前提があるように思われる。それは、この数十年の間、行われてきた徳倫理学者たちからのカント批判とそれに対する応答の仕方である。一方で、もっぱらアリストテレス主義的な立場に立つ徳倫理学者たちの批判によれば、カント倫理学ないし義務論は「徳と感情との不可分の関係や感情による道徳的行為の動機づけ」あるいは「幸福（エウダイモニア）」を道徳から排除し、道徳性に関する実りある議論を提供する前提となる「徳」を喪失させた理論である。他方、カント研究者の側からは、主に『基礎付け』や『人倫の形而上学 徳論』に依拠して、カント倫理学の中に、感情や幸福の意義を認め、カント倫理学の中にも徳倫理学的要素がありうるという反論が行われてきた。

だが、こうした議論の前提そのものが適切なのだろうか。結論から言えば、発表者はカント倫理学における感情や徳の再評価に止まらず、「カントと徳倫理学」という問題設定の前提への問いから議論を開始すべきだと考える。その主要な理由は、「カントと徳倫理学」という問題設定が、カントの義務論に限定されず、カントの実践哲学から批判哲学の全領域に及ぶ課題だからである。具体的に言えば、理性と感情、判断力、教育、人間の使命に及ぶテーマだからである。

「カントと徳倫理学」に関する従来の議論は、こうした課題とその前提に関する問いを看過しがちであり、その結果、カントに批判的な「徳倫理学」の立場は、議論を義務論に限定し、他方、カントを擁護する立場の多くは、『基礎付け』や『人倫の形而上学 徳論』に主眼を置いて「カントの徳倫理学」の存在を主張してきた。だが、この応答だけは不十分である。

そこで本発表では、「徳への問い」を手掛かりにして、「カントと徳倫理学」との関係適切に論じるべき批判哲学の射程を測定してみたい。それによって、カントの実践哲学全体での徳の形成をめぐる議論を照らし出すよう努める。その際、カント実践哲学における「性格の形成」に関する論点を浮かび上がらせることが、有益な応答となるはずである。結論として、カントの実践哲学の中には、義務だけでなく、有徳な性格としての徳についての視野が含まれていることを明らかにする。そして、有徳な性格を育むことを企図するカントの性格の形成論およびカントの実践哲学を、徳を含む世界市民的な教育論の構想として解釈できることを論じる。

The Question of Virtue and The Scope of Kant's Critical Philosophy

—Kant's Educational Theory of Cosmopolitan Virtue—

日本カント協会オンライン学会参加の手引き

日本カント協会第 46 回学会は Web 会議サービス「Zoom」を用いたオンラインによる開催となります。つきましては、学会当日までに以下に記載する事項の準備と確認をお願いいたします。

◆ 参加登録フォームへの登録と専用ポータルサイト用パスワードの取得

・事前に「日本カント協会第 46 回学会参加登録フォーム」 (<https://forms.gle/aQnmnUxUrZepuCcl6>) へ、アクセスいただき参加登録をお済ませください。なお参加登録フォームへの登録の期限は 11 月 16 日といたします。

・ご登録のメールアドレス宛てに、学会専用ポータルサイト (<https://sites.google.com/view/45hp/123>) へログインするためのパスワードをお送りいたします。パスワード送付は 11 月 17 日を予定しています。学会前日になっても送付されない場合、お手数ですが事務局 (japanischekantgesellschaft@gmail.com) へその旨ご連絡ください。

※参加登録フォーム・学会専用ポータルサイトの URL は、当協会のホームページにも掲載しています。併せてご利用ください。

◆ インターネット通信環境の整備

学会への参加にあたり、安定したインターネット接続環境の準備をお願いいたします。加えて、以下の機材の準備をお願いいたします。

- ・インターネット接続が可能な機材 (PC、タブレット、スマートフォン等)。
- ・音声出力機器 (イヤフォン、外部接続スピーカー等)。
- ・音声入力機器 (スピーカーフォン、マイク付きヘッドセット等)。
- ・カメラ (PC 内蔵カメラ、ウェブカメラ等)。

◆ Zoom の利用環境の整備

事前に Zoom アプリケーションのインストールと基本動作の確認をお願いいたします。

Zoom の HP からダウンロード：<https://zoom.us/download>

◆ 質疑応答の方法

聴講者からの質疑は Zoom の「手を挙げる」機能からのみ受け付けます (チャット機能は使用しないでください)。挙手した聴講者の中から、司会者が質問者を指名します。質問者は、司会者がミュート機能の解除を指示するのを待って、ご自身でミュートを解除し、カメラを有効にしてからご発言ください。質疑応答が終わりましたら、Zoom 画面より「手を降ろす」を選択し、再度ミュート設定をおこなってください。

- ◇「手を挙げる」機能の操作方法 (PC の場合) ①Zoom 画面下部の「リアクション」ボタンをタップし、「手を挙げる」を選択すると挙手状態となる。②「手を降ろす」を選択すると元の状態に戻る。
- ◇「手を挙げる」機能の操作方法 (スマートフォン・タブレットの場合) ①「参加者」ボタンから参加者一覧を開く。②ご自身の名前をタップし、「手を挙げる」を選択すると挙手状態となる。③「手を降ろす」を選択すると元の状態に戻る。

◆受信映像および発表資料の取り扱いについて

- ・発表者や主催者の許可がない限り、映像の保存、録音は禁止いたします。
- ・発表者がチャット機能上で投稿した場合のみ、発表資料の保存および閲覧を許可します。
- ・2021年10月現在、学会後に各発表の資料を配布する予定はございません。

〈聴講者の方は以下の項目をご確認ください。〉

◆聴講の方法と注意事項

- ・学会当日はオンラインにて参加をお願いいたします。
- ・学会専用ポータルサイト (<https://sites.google.com/view/45hp/123>) にアクセスしてください。この際パスワードが求められるので、事前に日本カント協会から送付されたパスワードを入力してください。学会専用ポータルサイトから、参加を希望する会場（ルーム A・B・C）を選択することで、会場へ入室できます。
- ・発表会場である Zoom のミーティングルームに入室後、ご自身のマイクがミュートに設定されていることをご確認ください。
- ・発表会場である Zoom のミーティングルームに入室後、ご自身の画面に表示される情報を「お名前（ふりがな）所属（任意）」を記載したものに更新してください。

◇表示情報の変更方法 ①Zoom 画面下部の「参加者」ボタンから参加者一覧を開く。②ご自身の登録名の右に表示される「詳細」ボタンから名前の変更をおこなう。

- ・聴講者は「手を挙げる」機能のみ使用可能です。チャット機能を用いた発言、共有機能を用いた資料の共有、描画機能を用いた画面への書き込み等はおこなわないようお願いいたします（チャット機能を用いた資料のダウンロードは可能です）。
- ・質問がある場合は、Zoom の「手を挙げる」機能で挙手をお願いいたします。挙手した聴講者の中から、司会者が質問者を指名します。質問者は、司会者がミュート機能の解除を指示するのを待って、ご自身でミュートを解除し、カメラを有効にしてからご発言ください。質疑応答が終わりましたら、Zoom 画面より「手を降ろす」を選択し、再度ミュート設定をおこなってください。「手を挙げる」機能の操作方法については前頁の説明をご参照ください。

〈登壇者の方は以下の項目をご確認ください。〉

◆発表の方法と注意事項

- ・学会当日はオンラインにて参加をお願いいたします。
- ・発表の際には、ご自身のマイク、カメラを共にオンに設定してください。
- ・発表の際には、ご自身の画面に表示される情報を「お名前（ふりがな）所属」を記載したものに更新してください。

◇表示情報の変更方法 ①Zoom 画面下部の「参加者」ボタンから参加者一覧を開く。②ご自身の登録名の右に表示される「詳細」ボタンから名前の変更をおこなう。

・発表時間中のミーティングルームの使用方法是基本的に発表者に委ねられます。必要に応じて、発表原稿および資料を Zoom の「画面共有」機能および「チャット」機能から共有して発表をおこなってください。

◇**画面共有の方法**：①あらかじめ共有したい資料を各ソフト上で開いておき、Zoom 画面下部の「画面の共有」ボタンを選択する。②共有可能な画面一覧が表示されるので、共有したい画面を選択し、「画面の共有」ボタンを押す。③「共有の停止」を選択すると画面の共有が終了する。

◇**チャットの利用方法**：①Zoom 画面下部の「チャット」ボタンを選択する。②Zoom グループチャットのタブがひらくので、送信先が「全員」になっていることを確認し、「ファイル」ボタンから共有したいファイルを選択する。

※発表者の方が資料をチャットで共有した場合、途中参加した聴講者へ向けて（途中参加者を確認次第）事務局が資料をチャットから再共有させていただきます。

・発表時間中に通信関係のトラブルが発生した場合、11月21日中までに事務局 (japanischekantgesellschaft@gmail.com) へ宛てて原稿を提出することにより、本学会にて発表したものと見なします。

・学会の1週間前（11月13日）にリハーサルをおこないます。リハーサル詳細につきましては、後日ご連絡いたします。学会当日のトラブルを避けるため、可能な限りご参加いただきますようお願いいたします。

〈司会者の方は以下の項目をご確認ください。〉

◆**司会の方法と注意事項**

・学会当日はオンラインにて参加をお願いいたします。
・司会の際には、ご自身の画面に表示される情報を「お名前（ふりがな）所属（任意）」を記載したものに
変更してください。

◇**表示情報の変更方法**：①Zoom 画面下部の「参加者」ボタンから参加者一覧を開く。②ご自身の登録名の右に表示される「詳細」ボタンから名前の変更をおこなう。

・会場の実質的な指揮を執っていただくために、司会者には、参加者の管理をおこなうことができる Zoom の「共同ホスト」権を付与いたします。

・質疑応答時間に際して、質問がある方は Zoom の「手を挙げる」機能にて挙手するよう誘導をお願いいたします。挙手の反応がありましたら、指名し、質問者はミュート設定を解除して発言するよう指示してください。

・学会の1週間前（11月13日）にリハーサルをおこないます。リハーサル詳細につきましては、後日ご連絡いたします。学会当日のトラブルを避けるため、可能な限りご参加いただきますようお願いいたします。

◆**トラブルが生じた場合（共通事項）**

・聴講中に接続が途切れてしまった場合は、再度専用ポータルサイトから入室してください。

・当日のトラブルにかんしましては事務局 (japanischekantgesellschaft@gmail.com) までご連絡ください。ただし個人の通信環境に由来する接続トラブル等には対応しかねます。予めご了承くださいませよう、お願いいたします。

・個人の事情によらず、何らかのトラブルによりミーティングルームが機能しなくなった場合には、「日本カント協会第46回学会参加登録フォーム」にご登録いただいたメールアドレスに宛てて、代替用のミーティングルームの URL をお送りいたします。そちらにアクセスしていただき、再度学会へご参加くださいますようお願いいたします。

以上